

## 第5章 地域生活支援事業

### 1 理解促進研修・啓発事業

理解促進研修・啓発事業は、障がい者が日常生活および社会生活をする上で生じる「社会的障壁」をなくすため、住民を対象に、障がい者に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催や啓発活動等を行う事業です。

#### 【第6期計画の実績】（実施の有無）

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
理解促進研修・啓発	無	無	無

#### 【計画の見込量】（実施の有無）

区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
理解促進研修・啓発	無	無	有

#### 【確保策】

住民の障がい者理解を深めるための研修や啓発事業を行います。

### 2 自発的活動支援事業

自発的活動支援事業は、障がい者やその家族、地域住民等が地域において自発的に行う各種活動を支援する事業です。

#### 【第6期計画の実績】（実施の有無）

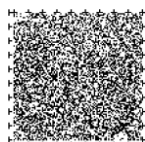
区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自発的活動支援	無	無	無

#### 【計画の見込量】（実施の有無）

区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自発的活動支援	無	無	有

#### 【確保策】

地域の障がい者団体等と連携し、障がい者や家族が行う自発的活動を支援します。



### 3 相談支援事業

障がい者等が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、障がい者やその家族などからの相談に応じ、必要な情報の提供や権利擁護\*のために必要な援助を行います。

なお、本市では障害者総合支援法\*に基づき3市2町により設置している埼玉北地区地域自立支援協議会\*にて、地域の問題や課題の検討、相談支援事業者等への専門的な指導、助言等を行っています。相談支援事業についても、埼玉北地区地域自立支援協議会を構成している3市2町で共同実施し、法人に委託し3障がいに対応した相談支援を行っています。

#### (1) 障害者相談支援事業

障がい者等の福祉に関する問題について、相談に応じ、情報提供や助言、障がい福祉サービスの利用支援などを行うとともに、障がい者の権利擁護のための援助を行います。

##### 【第6期計画の実績】

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
障害者相談支援事業（か所）	3	3	3

##### 【計画の見込量】

区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害者相談支援事業（か所）	3	3	3

#### (2) 基幹相談支援センター\*

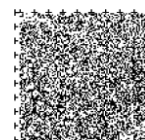
地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、相談等の業務を総合的に行うことを目的とする施設です。

##### 【第6期計画の実績】（実施の有無）

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
基幹相談支援センター	有	有	有

##### 【計画の見込量】（実施の有無）

区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
基幹相談支援センター	有	有	有



### (3) 基幹相談支援センター\*等機能強化事業

相談支援事業を適正かつ円滑に行うため、一般的な相談支援事業に加え、必要な能力を有する専門職員を配置し、相談支援事業者に対して専門的な指導、助言を行うことにより、相談支援機能の強化を図ります。

#### 【第6期計画の実績】(実施の有無)

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
基幹相談支援センター等機能強化事業	有	有	有

#### 【計画の見込量】(実施の有無)

区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
基幹相談支援センター等機能強化事業	有	有	有

### (4) 住宅入居等支援事業

賃貸契約の一般住宅に入居が困難な障がい者等に対し、入居に必要な調整等の支援を行い、また、家主等への相談・助言を通じて、障がい者等の地域生活を支援します。

#### 【第6期計画の実績】(実施の有無)

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
住宅入居等支援事業	無	無	無

#### 【計画の見込量】(実施の有無)

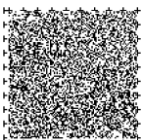
区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
住宅入居等支援事業	無	無	有

#### 【確保策】

埼玉北地区地域自立支援協議会\*を構成する3市2町において連携し、事業実施に取り組みます。また、専門的支援が必要となる相談に対しては、保健所や児童相談所等とも連携をし、適切かつ円滑な支援に努めます。

## 4 成年後見制度\*利用支援事業

障がい福祉サービスの利用等の観点から、成年後見制度の利用が有効と認められる知的障がい者または精神障がい者に対し、経済的理由で成年後見制度の利用を妨げられることがないように、成年後見制度の申し立てに要する費用や後見人報酬などを助成する事業です。



【第6期計画の実績】 ※令和5年度は9月までの実績値

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
成年後見制度*利用支援事業（人/年）	2	4	6

【計画の見込量】

区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
成年後見制度利用支援事業（人/年）	6	7	8

【確保策】

社会福祉協議会をはじめ関係機関と連携しながら、低所得者を対象に必要な助成を行います。

## 5 成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見活動を支援する事業です。

【第6期計画の実績】（実施の有無）

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
成年後見制度法人後見支援事業	無	無	無

【計画の見込量】（実施の有無）

区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
成年後見制度法人後見支援事業	無	無	有

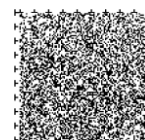
【確保策】

社会福祉協議会をはじめ関係機関と連携しながら、法人後見実施のための体制整備に努めます。

## 6 意思疎通支援事業

手話通訳者、要約筆記者を派遣する事業、手話通訳者を設置する事業、点訳、音訳等による支援事業など、意思疎通を図ることに支障がある障がい者の意思疎通を仲介する事業です。なお、入院中等の場合でも利用が可能です。

また、失語症者向け意思疎通支援事業については、埼玉県の動向を踏まえて、検討します。



【第6期計画の実績】 ※令和5年度は9月までの実績

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
手話通訳者派遣事業（件／年）	7	23	9
要約筆記者派遣事業（件／年）	10	19	14
手話通訳者設置事業（人／年）	0	0	0

【計画の見込量】

区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話通訳者派遣事業（件／年）	35	35	35
要約筆記者派遣事業（件／年）	20	20	20
手話通訳者設置事業（人／年）	0	0	1

【確保策】

派遣事業について、現状の体制を維持し継続していきます。手話通訳者設置事業については、事業の実施に向けて情報収集を行います。

また、聴覚障害者協会や社会福祉協議会との連携のもと、社会福祉協議会登録ボランティア団体の協力を得て、意思疎通支援を行います。

## 7 日常生活用具給付等事業

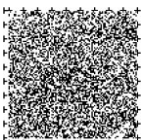
日常生活上の便宜を図るため、障がい者等に対し、日常生活用具を給付する事業です。

【第6期計画の実績】（単位：件／年） ※令和5年度は9月までの実績

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護・訓練支援用具	1	2	4
自立生活支援用具	10	9	3
在宅療養等支援用具	1	5	1
情報・意思疎通支援用具	6	7	2
排せつ管理支援用具	1,000	1,030	457
居住生活動作補助用具(住宅改修費)	0	0	0

【計画の見込量】（単位：件／年）

区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護・訓練支援用具	5	5	5
自立生活支援用具	10	10	10
在宅療養等支援用具	5	5	5
情報・意思疎通支援用具	7	7	7



排せつ管理支援用具	1,050	1,100	1,150
居住生活動作補助用具(住宅改修費)	1	1	1

**【確保策】**

事業に関する情報提供を行うとともに、必要に応じて給付品目の見直しを行い、利用者の特性にあった適正な用具の給付に努めます。

## 8 手話奉仕員養成研修事業

聴覚障がい者等とのコミュニケーションの支援のため、手話奉仕員や要約筆記奉仕員を養成するための研修を定期的実施することで、障がい者の社会参加と交流を促進する事業です。

**【第6期計画の実績】**

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
手話奉仕員養成研修（人／年）	9	8	10

**【計画の見込量】**

区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話奉仕員養成研修（人／年）	10	10	10

**【確保策】**

養成研修を継続的に実施し、手話奉仕員を確保します。

## 9 移動支援事業

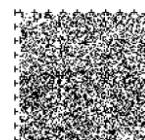
屋外での移動が困難な障がい者等に外出の支援を行うことにより、地域で自立生活や社会参加することを支援する事業です。

**【第6期計画の実績】 ※令和5年度は9月までの実績**

区分		令和3年度	令和4年度	令和5年度
移動支援事業	延べ時間数（時間／月）	426	400	295
	実人数（人）	40	40	31

**【計画の見込量】**

区分		令和6年度	令和7年度	令和8年度
移動支援事業	延べ時間数（時間／月）	350	350	350
	実人数（人）	40	40	40



**【確保策】**

今後も障がい者のニーズに応じた適切なサービス提供が行われるよう、登録事業者に対して必要な指導を行うとともに、新たなサービス提供事業者の確保に努めます。

## 10 地域活動支援センター事業

創作的活動や生産活動の機会の提供、社会との交流促進等の機会の提供などを行う地域活動支援センター機能を充実強化し、障がい者等の地域生活支援の促進を図る事業です。

**【第6期計画の実績】 ※令和5年度は9月までの実績**

(自市分)

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域活動支援センター設置数(か所)	1	1	1
地域活動支援センター利用者数(人/月)	6	6	6

(他市分)

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域活動支援センター設置数(か所)	3	3	3
地域活動支援センター利用者数(人/月)	22	23	25

**【計画の見込量】**

(自市分)

区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域活動支援センター設置数(か所)	1	1	1
地域活動支援センター利用者数(人/月)	6	6	7

(他市分)

区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域活動支援センター設置数(か所)	3	3	3
地域活動支援センター利用者数(人/月)	25	25	25

**【確保策】**

地域活動支援センターは、令和5年度現在、市内に1か所設置されているほか、埼玉北地区地域自立支援協議会\*構成市町共同で1か所設置しています。また、協定を締結す



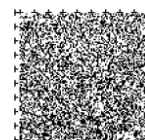
ることで、市外の地域活動支援センターを利用することができます。

今後も、必要に応じて、既存の事業所の拡充、他市町との協定等によりサービスの確保を図ります。

## 11 その他事業

その他事業として、地域生活を支えるための以下の事業を実施します。

名称	内容
訪問入浴サービス事業	家庭において入浴することが困難な方のお宅を訪問し、入浴をお手伝いするサービスです。
日中一時支援事業	障がい者等の日中における活動の場を確保し、障がい者等の家族の就労支援や介護者の一時的な休息を図ります。
知的障害者職親委託事業	知的障がい者を一定期間預かり生活指導・技術習得訓練を行い、雇用の促進と職場における定着性を高める事業です。
自動車運転免許取得助成事業	自動車運転免許を取得しようとする身体障がい者に、取得に要する費用の一部を補助する事業です。
自動車改造費助成事業	自ら運転ができるよう自動車の一部を改造しようとする重度の身体障がい者に、改造に要する費用の一部を補助する事業です。
福祉タクシー利用助成事業	在宅の重度心身障がい者（児）が福祉タクシーを利用する場合の料金の一部を補助する事業です。
自動車燃料費購入助成事業	在宅の重度心身障がい者（児）に、日常生活に使用する自動車等の燃料費の一部を助成する事業です。
障害児・者生活サポート事業	障がい者（児）とその家族の生活を支援するため、一時預かり、外出援助、送迎等のサービスの利用料金の一部を助成する事業です。
紙おむつ支給事業	在宅で介護を受け、常時おむつを必要とする状態にある人に紙おむつを支給する事業です。
難聴児補聴器購入費助成事業	身体障害者手帳*の対象とならない軽度・中等度の難聴児の補聴器購入を支援します。
小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業	在宅の小児慢性特定疾病児童等に対し、特殊寝台等の日常生活用具を給付する事業です。
つながり安心ネットワーク事業	行方不明となるおそれがある障がい者、認知症等により徘徊のおそれがある高齢者を見守る体制づくりを行う事業です。





【実績と計画の見込量】※令和5年度は見込

区分	第6期計画の実績			計画の見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
訪問入浴サービス事業 (実施回数)	160	177	240	240	250	260
日中一時支援事業 (利用者数)	5	4	5	5	5	5
知的障害者職親委託事業 (人)	3	3	3	3	3	3
自動車運転免許取得助成事業 (件)	0	0	1	1	1	1
自動車改造費助成事業 (件)	0	0	1	1	1	1
福祉タクシー利用助成事業 (利用券交付者数)	456	463	470	470	480	490
自動車燃料費購入助成事業 (人)	568	570	570	570	570	570
障害児・者生活サポート事業 (実利用者数)	26	28	30	30	32	34
紙おむつ支給事業 (受給者数)	53	53	53	53	54	55
難聴児補聴器購入費助成事業 (件)	0	8	3	3	3	3
小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業 (件)	0	2	4	4	4	4
つながり安心ネットワーク事業 (登録事業者数)	152	153	153	153	153	154

【確保策】

障がい者の社会参加等を積極的に支援するため、上記の事業を継続して実施するとともに、障がい者のニーズに応じて新たな事業の実施やサービス内容の見直しも検討していきます。

